

開発事業に関する説明を受ける近隣住民の皆さんへ

国立市内で、宅地の開発や集合住宅の建築等の開発事業を行う場合、国立市まちづくり条例で、次のような手続きを定めています。

- ・開発事業を行おうとしている開発事業者による開発事業の周知、説明
- ・開発事業に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・開発事業について誠意を持って協議し、合意を形成することを目的とする調整会の開催に関する手続き
- ・良好なまちづくりの推進に関する開発事業者と国立市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の近隣住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことや調整会の開催要請を請求することにより（下図の⑥意見書の提出及び⑪調整会開催要請請求書の提出）、開発事業者と開発事業について調整することができます。

